

平成25年

賃金事情等総合調査（概況）

～「賃金事情調査」及び「退職金、年金及び定年制事情調査」～

中央労働委員会事務局

（平成26年3月）

平成 25 年賃金事情等総合調査（概況）

— 「賃金事情調査」及び「退職金、年金及び定年制事情調査」 —

本調査は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、昭和 27 年以降毎年実施しているものである。「賃金事情調査」は毎年、「退職金、年金及び定年制事情調査」は隔年で実施しているもので、この調査事項の一部を集計し公表するものである。

〔調査の説明〕

1 調査対象期日

平成 25 年 6 月末日又は 6 月分賃金締切日現在とした。ただし、一部の調査事項は、一定の期間を対象としている。集計表の表題、注を参照のこと。

2 調査対象企業

両調査共通で、原則として、次に該当する企業の中から独自に選定した 379 社で固定している。

- (1) 資本金 5 億円以上 (2) 労働者 1,000 人以上

3 調査対象労働者

調査対象労働者は、短時間労働者を除く期間を定めずに雇われている労働者である。長期欠勤者や賃金の全部又は一部を支給していない出向者等は除く。管理職、役員及び理事でも一般労働者と同じ給与規程等が適用される者は対象とする。

4 回答状況

回答企業は「賃金事情調査」が 229 社で回答率は 60.4%、「退職金、年金及び定年制事情調査」が 228 社で回答率は 60.2%であった。

5 集計方法

- (1) 産業分類は、労働争議の調整の参考にする観点から、中央労働委員会事務局が独自に区分したもので、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 集計値は、該当する企業数又は企業ごとの数値を単純に平均して得た、1 社当たりの単純平均値である。ただし、「賃金事情調査」の「平均年齢」、「平均勤続年数」、「平均賃金（所定内・所定外）」及び「実在者平均所定内賃金」は、労働者数による加重平均である。
- (3) 「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、回答数値を「事務・技術労働者」のものとして集計した。

〔集計結果利用上の注意〕

- 1 本調査は、固定された 379 社を対象としたものであることから、通常の統計調査とはその性格が異なる。
- 2 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また複雑なこともあり、必ずしも全ての調査項目に回答を得ているとは限らない。このため、集計社数が調査項目によって異なる。

3 表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「 - 」 …… 回答を得ていないもの

「 0.0 」 …… $0 < \text{当該数値} < 0.05$ 又は 0.005 であったもの

「 * 」 …… 回答企業が 1 社である調査事項

4 本文表などの構成比については、四捨五入の関係で内訳の和が合計欄の数値と一致しない場合がある。

〔主な用語の説明〕

賃金事情調査

1 所定内賃金

毎月きまって支給する賃金（基本給、奨励給（個人能率給、団体業績給等）、役付手当、交替手当、特殊勤務手当、技能手当、技術（資格）手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、地域手当、出向手当等が該当する。）のうち、2の所定外賃金に該当しない賃金のことである。なお、モデル所定内賃金には通勤手当と交替手当は含めない。

2 所定外賃金

毎月きまって支給する賃金のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金のことである。超過勤務手当、休日出勤手当、所定外労働時間が深夜に及ぶ場合の深夜労働の割増賃金（交替勤務に係るものは含めない。）等が該当する。

3 ベースアップ

賃金表の改定により賃金水準を引き上げることをいう（一部の常用労働者のみに行う場合を含む。）。

4 一時金

支給条件・規則等の規定のある（算定方法の規定の有無は問わない。）一時金のことをいい、賃金改定に伴う月例賃金の追給分、創立記念一時金、永年勤続給付金及び臨時的・突発的・季節的に支給するもの（結婚祝金、傷病一時金、災害見舞金、冬季暖房一時金等）は含めない。

平成24年年末一時金とは、平成24年9月～平成25年2月の間に、平成25年夏季一時金とは、平成25年3月～8月の間に支給された一時金をいう。

5 モデル所定内賃金

学校を卒業後、直ちに（大学卒は22歳、高校卒は18歳）入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者（モデル）のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。賃金表や昇給表等から理論的に算出されるものであるが、それが難しい場合にはモデル条件に該当する実在者の所定内賃金とする。ただし、通勤手当と交替手当は含めない。

6 事務・技術労働者（又は「事務・技術」）

管理、経理、営業、人事、福利厚生等の「事務」部門に従事する「事務労働者」と研究開発等の「技術」部門に従事する「技術労働者」をいう。

7 生産労働者（又は「生産」）

主に物の生産及び建設作業の現場において生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する労働者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とする。

8 総合職

基幹的業務又は企画立案、対外折衝等総合的な判断を要する業務に従事し、原則として転居を伴う異動（転勤）がある職種をいう。

9 一般職

主に定型的業務に従事し、原則として転居を伴う異動（転勤）がない職種をいう。

退職金、年金及び定年制事情調査

1 退職一時金制度

定年、会社都合、自己都合及び死亡等の理由で退職した者に、あらかじめ定められた規程等に基づいて、企業又は退職金管理機関から一時金を支給する制度をいう。ただし、年金受給資格取得前の退職者に年金原資から支給する脱退一時金は含めない。

退職一時金の算定方式について

① 「退職時の賃金を用いる方式」

② 「別テーブル方式」

退職一時金算定のために、賃金表とは別体系（テーブル）のものを用いる方式

③ 「点数（ポイント）方式」

退職一時金算定のために、職能等級、勤続年数等を一定の点数に置き換える方式

2 退職年金制度

上記1の理由で退職した者に、規約又は契約に基づき、企業又は退職年金資産管理運用機関等から退職者本人又は遺族に対し、継続して企業年金を支給する制度をいう。

① 厚生年金基金（調整年金）

企業が厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設定し、厚生年金保険法でいう老齢厚生年金の報酬比例分を代行するとともに、独自の上乗せ給付を行う年金。

② 確定給付企業年金

平成14年4月に施行された「確定給付企業年金法」の規定に基づく年金。規約型と基金型の2つの種類がある。

③ 確定拠出年金

平成13年10月に施行された「確定拠出年金法」の規定に基づく年金をいい、本調査では企業型を対象とする。

3 モデル退職金

学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の退職金をいう。

4 定年制

労働者が一定年齢に達したとき雇用契約を解除する制度をいう。ここでは、あらかじめ就業規則等によって定めているものを対象にしている。

5 選択定年制（早期退職優遇制度）

定年年齢に達する前に退職する者を対象に退職金の支給額等を優遇することにより、早期退職を奨励する制度をいう。

6 継続雇用制度

企業が雇用している高齢者を、その希望に応じて定年後も引き続いて雇用する制度をいう。「勤務延長制度」と「再雇用制度」がある。

① 勤務延長制度

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を直ちに退職させることなく継続して雇用する制度をいう。

② 再雇用制度

定年年齢に到達した者を一旦退職させ、改めて同一企業との雇用契約を締結する制度をいう。

調査結果の概要

1 賃金事情調査

(1) 平均年齢及び平均勤続年数

集計企業の労働者の平均年齢は 39.8 歳（平成 24 年 39.8 歳）、平均勤続年数は 17.3 年（同 17.3 年）となっている。（付属集計表第 1 表）

(2) 平均賃金及び賃金改定状況

① 平均賃金

平成 25 年 6 月分の平均所定内賃金は 357.0 千円（平成 24 年 359.0 千円）、所定外賃金は 65.7 千円（同 64.4 千円）となった。（表 1、付属集計表第 3 表）

表 1 所定内賃金及び所定外賃金

産業区分・年	(千円)	
	所定内賃金	所定外賃金
調査産業計	357.0	65.7
製造業	339.6	63.5
平成 24 年		
調査産業計	359.0	64.4
製造業	339.2	63.9

(注) 時系列表は 18 頁参照のこと。

② 賃金改定額

平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの 1 年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は 6,003 円（平成 24 年 6,019 円）、率で 1.89%（同 1.89%）であった。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が 80 円（同 66 円）、率が 0.05%（同 0.03%）であった。（表 2、付属集計表第 3 表）

表 2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

産業区分・年	(円、%)			
	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,003	1.89	80	0.05
製造業	5,728	1.87	105	0.04
平成 24 年				
調査産業計	6,019	1.89	66	0.03
製造業	5,617	1.85	89	0.04

(注 1) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

(注 2) 時系列表は 18 頁参照のこと。

③ 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は176社（集計社数214社の82.2%）で、そのうち平成24年7月から平成25年6月までの1年間において、ベースアップを実施した企業は10社（賃金表ありとする企業176社の5.7%）、ベースダウンを実施した企業は2社（同1.1%）、賃金表の改定が行われなかった企業は155社（同88.1%）であった。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度があり、実施したとする企業が173社（制度のある企業176社の98.3%）で、昇給額では「昨年と同額」121社（実施した企業173社の69.9%）、「昨年比で増額」31社（同17.9%）、「昨年比で減額」18社（同10.4%）であった。実施時期では、「昨年と同時期」169社（同97.7%）、「昨年より遅らせた」2社（同1.2%）であった。

また、賃金カットを実施した企業は10社（集計社数206社の4.9%）であった。（表3）

表3 賃金改定の状況
—平成24年7月～平成25年6月—

① 基本給部分の改定						(社、%)
産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	ベースアップ実施				賃金表 なし
		ベースアッ プ実施	ベースアッ プ実施せず	ベース ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 214社 (100.0)	176 (82.2) <100.0>	10 (4.7) <5.7>	166 (77.6) <94.3>	2 (0.9) <1.1>	155 (72.4) <88.1>	38 (17.8)
製造業 135社 (100.0)	110 (81.5) <100.0>	6 (4.4) <5.5>	104 (77.0) <94.5>	0 (0.0) <0.0>	100 (74.1) <90.9>	25 (18.5)
平成24年 調査産業計 215社	175	9	166	0	164	40
製造業 136社	109	8	101	0	99	27

(注) ベースアップを実施しなかった企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

② 定期昇給の実施（定期昇給制度のある企業）

（社、％）

産業区分・年 集計社数	実施 あり	昇給額			実施時期		実施 なし
		昨年と同額	昨年比増額	昨年比減額	昨年と 同時期	昨年より 遅らせた	
調査産業計 176社 《100.0》	173 《98.3》 (100.0)	121 (69.9)	31 (17.9)	18 (10.4)	169 (97.7)	2 (1.2)	3 《1.7》
製造業 116社 《100.0》	113 《97.4》 (100.0)	79 (69.9)	18 (15.9)	15 (13.3)	110 (97.3)	1 (0.9)	3 《2.6》
平成24年 調査産業計 172社	171	126	26	19	169	1	1
製造業 114社	114	81	17	16	112	1	0

（注） 定期昇給の昇給額及び実施時期については無回答の企業が存在する。

③ 賃金カットの実施

（社、％）

産業区分・年 集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 206社 (100.0)	10 (4.9)	196 (95.1)
製造業 132社 (100.0)	6 (4.5)	126 (95.5)
平成24年 調査産業計 211社	5	206
製造業 135社	5	130

(3) 平成25年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成25年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は137社（集計社数215社の63.7％）で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」42社（要求があった企業137社の30.7％）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」110社（同80.3％）、「その他」12社（同8.8％）となっている。

また、要求方式は「平均賃上げ方式」86社（同62.8％）、「個別賃上げ方式」24社（同17.5％）であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は136社（要求があった企業137社の99.3％）で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」12社（妥結企業136社の8.8％）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」123社（同90.4％）、「その他」17社（同12.5％）であった。

（表4）

表4 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分・年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		賃金改善・ ベースアッ プの実施	賃金体系維 持・定期昇 給の実施	その他	平均賃上 げ方式	個別 賃上げ 方式	その他	
調査産業計 215社 (100.0)	137 (63.7) 〈100.0〉 《100.0》	42 (30.7)	110 (80.3)	12 (8.8)	86 (62.8)	24 (17.5)	29 (21.2)	78 (36.3)
製造業 136社 (100.0)	93 (68.4) 〈100.0〉 《100.0》	17 (18.3)	82 (88.2)	9 (9.7)	60 (64.5)	19 (20.4)	18 (19.4)	43 (31.6)
平成24年 調査産業計 214社	150	47	112	19	90	29	30	64
製造業 136社	103	24	84	13	64	23	16	33

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結なし
			賃金改善・ベース アップの実施	賃金体系維持・ 定期昇給の実施	その他	
調査産業計	137 (100.0)	136 (99.3) 《100.0》	12 (8.8)	123 (90.4)	17 (12.5)	1 (0.7)
製造業	93 (100.0)	92 (98.9) 《100.0》	8 (8.7)	85 (92.4)	9 (9.8)	1 (1.1)
平成24年 調査産業計	150	148	11	128	23	2
製造業	103	102	9	90	14	1

(注) 〈 〉及び《 》内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも100にならない。

(4) 平成24年年末一時金、平成25年夏季一時金

平成24年年末一時金の一人平均支給額は798.4千円(平成23年年末一時金815.8千円)、月収換算2.4月分(同2.4月分)となった。

平成25年夏季一時金の一人平均支給額は800.3千円(平成24年夏季一時金824.5千円)、月収換算2.3月分(同2.4月分)となった。(表5、付属集計表第2表)

表5 年末・夏季一時金平均支給額の推移

① 年末一時金				② 夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分	集計社数	支給額	月収換算	産業区分	集計社数	支給額	月収換算
平成24年年末 調査産業計	198	798.4	2.4	平成25年夏季 調査産業計	200	800.3	2.3
製造業	126	762.5	2.4	製造業	126	738.8	2.3
平成23年年末 調査産業計	169	815.8	2.4	平成24年夏季 調査産業計	169	824.5	2.4
製造業	111	760.0	2.4	製造業	111	750.7	2.3

(注1) 「平成24年年末」とは平成24年9月～平成25年2月、「平成25年夏季」とは平成25年3月～8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(注3) 時系列表は18頁参照のこと。

(5) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、大学卒事務・技術（総合職）、高校卒事務・技術（総合職）ではピークとなる年齢はともに55歳で、それぞれ652.3千円、487.5千円となっており、高校卒生産では55歳と60歳で406.3千円となっている。（表6、付属集計表第4表）

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、大学卒事務・技術（総合職）は3.09倍、高校卒事務・技術（総合職）2.47倍、高校卒生産2.15倍となっている。

学歴間格差を22歳でみると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、高校卒事務・技術（総合職）93.4、高校卒生産89.5となっている。55歳では、それぞれ74.7、62.3となっている。

表6 モデル所定内賃金

年齢区分	大学卒事務・技術 (総合職)	高校卒事務・技術 (総合職)	高校卒生産
(歳)			(千円)
18	—	167.1	164.9
22	211.0	197.0	188.8
35	400.6	341.7	304.6
40	486.9	383.8	344.8
45	566.9	438.9	377.7
50	631.7	465.9	402.1
55	652.3	487.5	406.3
60	608.8	480.3	406.3
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳			(倍)
	3.09	2.47	2.15
大学卒事務・技術（総合職）を100とした水準			
22歳	100.0	93.4	89.5
55歳	100.0	74.7	62.3

2 退職金、年金及び定年制事情調査

(1) 退職一時金、退職年金制度の採用状況

退職一時金、退職年金制度の採用状況をみると、「退職一時金制度のみ」12社（集計社数214社の5.6%）、「退職年金制度のみ」14社（同6.5%）、「両制度の併用」188社（同87.9%）となっている。（表7）

表7 退職一時金、退職年金制度の採用状況

産業区分・年	集計社数	(社、%)		
		退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度の併用
調査産業計	214 (100.0)	12 (5.6)	14 (6.5)	188 (87.9)
製造業	136	10	10	116
平成23年				
調査産業計	209	11	18	180
製造業	135	9	11	115

退職一時金制度を採用している企業197社について退職一時金の算定方法をみると、「退職時の賃金を算定の基礎に用いる」企業は26社（制度を採用している企業197社の13.2%）で、「算定の基礎に用いない」企業が171社（同86.8%）となっている。退職時の賃金を算定の基礎に用いない場合の算定方法として点数（ポイント）方式を採用している企業が126社（退職時の賃金を算定の基礎に用いない企業171社の73.7%）、別テーブル方式を採用している企業が26社（同15.2%）となっている。（表8）

表8 退職一時金の算定方法

産業区分・年	退職一時金制度を採用している社数	(社、%)				
		退職時の賃金を算定の基礎に用いる	退職時の賃金を算定の基礎に用いない	別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他
調査産業計	197 (100.0)	26 (13.2)	171 (86.8)	26 (13.2)	126 (64.0)	18 (9.1)
製造業	124	16	108	19	77	12
平成23年						
調査産業計	191	22	169	27	125	17
製造業	124	13	111	19	80	12

（注1） 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

（注2） 退職一時金の算定方法について無回答の企業が存在する。

退職年金制度を採用している企業202社について、採用している退職年金をみると、確定給付企業年金は規約型が98社（制度を採用している企業202社の48.5%）、基金型が76社（同37.6%）、企業型確定拠出年金は107社（同53.0%）等となっている。（表9）

表9 採用している退職年金（複数回答）

(社、%)

産業区分・年	退職年金制度を採用している社数	厚生年金基金 (上乗せ部分)	確定給付 企業年金			企業型確定 拠出年金	その他の 年金
				(規約型)	(基金型)		
調査産業計	202 (100.0)	4 (2.0)	174 (86.1)	98 (48.5)	76 (37.6)	107 (53.0)	5 (2.5)
製造業	126	2	110	54	56	70	1
平成23年 調査産業計	198	4	165	99	66	98	2
製造業	126	3	106	57	49	63	0

(2) モデル退職金

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の退職金をいう。

定年退職した場合の退職金額と月収換算（退職時のモデル所定内賃金に対する倍率）をみると、大学卒事務・技術（総合職）は27,084千円(44.3月分)、高校卒事務・技術（総合職）は23,867千円(46.2月分)、高校卒生産は21,023千円(51.5月分)となっている（表10、付属集計表第5表）。

表10 学歴、職種別モデル退職金額（会社都合）

① 大学卒事務・技術（総合職）

勤続年数	年齢	退職金額	月収換算
(年)	(歳)	(千円)	(月分)
3	25	767	3.2
10	32	3,221	9.1
20	42	9,971	19.2
30	52	21,813	33.9
35	57	26,091	41.5
38	60	28,731	48.5
	定年	27,084	44.3

② 高校卒

勤続年数	年齢	事務・技術（総合職）		生産	
		退職金額	月収換算	退職金額	月収換算
(年)	(歳)	(千円)	(月分)	(千円)	(月分)
3	21	660	3.5	475	2.6
10	28	2,648	10.3	2,084	8.6
20	38	7,544	21.9	6,550	20.2
30	48	15,464	35.8	13,772	35.8
35	53	19,983	43.3	17,271	42.6
42	60	24,200	51.6	21,526	50.7
	定年	23,867	46.2	21,023	51.5

(3) 定年制

定年制を採用しているのは213社(集計社数213社の100.0%)で年齢は「60歳」が203社(同95.3%)となっている。

選択定年制(早期退職優遇制度)を採用しているのは117社(集計社数213社の54.9%)で、そのうち退職一時金の優遇措置があるのは107社(制度がある117社の91.5%)となっており、その中で支給率を加算し定年退職扱いにする企業が54社(同46.2%)、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が22社(同18.8%)等となっている。退職年金の優遇措置があるのは8社(同6.8%)となっている。(表11)

表11 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置(複数回答)

(社、%)

産業区分・年	選択定年制 を採用して いる社数	退職一時金 の優遇あり	定年退職と 同等に扱う	勤続年数の 加算	その他	退職年金の	
						優遇あり	その他の 優遇あり
調査産業計	117 (100.0)	107 (91.5)	54 (46.2)	22 (18.8)	64 (54.7)	8 (6.8)	9 (7.7)
製造業	72	65	35	14	41	2	8
平成23年 調査産業計	111	99	45	19	57	14	22
製造業	68	60	30	13	34	5	15

(4) 継続雇用制度

継続雇用制度を採用しているのは207社(定年制を採用している213社の97.2%)で、継続雇用制度を採用している全ての企業で「再雇用制度」を採用している。

再雇用時の雇用・就業形態で最も多いのは「嘱託社員」とする企業が106社(集計社数204社の52.0%)、「契約社員」50社(同24.5%)、「正社員」16社(同7.8%)等となっている。(表12)

表12 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

(社、%)

産業区分 集計社数	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・ アルバイト	子会社・関連 会社の従業員	その他
調査産業計 204社 (100.0)	16 (7.8)	50 (24.5)	106 (52.0)	12 (5.9)	11 (5.4)	9 (4.4)
製造業 128社 (100.0)	12 (9.4)	33 (25.8)	61 (47.7)	6 (4.7)	8 (6.3)	8 (6.3)

(注1) 平成23年調査では再雇用時の雇用・就業形態について調査していない。

(注2) 「子会社・関連会社の従業員」には、雇用形態にかかわらず子会社や関連会社で再雇用される労働者全てを含む。

(付属集計表)

第1表 1社当たり労働者数・性別構成、平均年齢及び平均勤続年数

産 業	1社当たり常用労働者数		性別構成 (計=100.0)			年 齢		勤 続 年 数	
	集 計 社 数 (社)	(人)	集 計 社 数 (社)	男	女	集 計 社 数 (社)	平均年齢 (歳)	集 計 社 数 (社)	平均勤続 年 数 (年)
調 査 産 業 計	213	5,083	206	85.0	15.0	211	39.8	208	17.3
1 鉱 業	3	1,535	3	88.2	11.8	3	39.7	3	16.1
2 製 造 業	135	5,080	130	86.3	13.7	134	39.4	132	17.1
3 食 品・たばこ	21	2,577	21	78.7	21.3	21	38.3	21	16.1
4 綿 紡	4	1,054	4	70.8	29.2	4	39.0	4	16.5
5 製 糸・衣 料	5	973	5	67.7	32.3	5	43.8	5	20.4
6 羊 毛・麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 化 織	5	1,515	5	83.4	16.6	5	37.6	5	16.3
8 印 刷	2	6,266	2	83.4	16.6	2	38.6	2	15.3
9 パルプ・製紙	3	3,297	3	92.0	8.0	3	39.3	3	18.0
10 総 合 化 学	7	1,906	7	86.5	13.5	7	38.6	7	16.3
11 薬 品	4	4,675	4	71.8	28.2	4	38.9	4	16.1
12 その他の化学	17	1,986	17	85.4	14.6	17	39.4	16	17.3
13 石 油	3	2,328	3	86.0	14.0	3	39.6	2	18.9
14 ゴ ム	1	*	1	*	*	1	*	1	*
15 窯 業	7	3,220	7	82.3	17.7	7	38.3	7	16.3
16 製 鉄・製 鋼	10	4,202	9	91.9	8.1	9	37.3	9	16.4
17 非 鉄 金 属	1	*	1	*	*	1	*	1	*
18 機 械	14	3,648	14	87.9	12.1	14	39.3	14	15.9
19 電 気 機 器	14	13,853	11	85.1	14.9	14	41.6	14	18.8
20 車 輛・自 動 車	13	13,422	12	90.2	9.8	13	38.4	13	17.0
21 造 船	4	5,315	4	91.3	8.7	4	37.1	4	14.0
22 建 設	12	4,646	11	89.1	10.9	12	41.6	12	18.6
23 銀 行	5	9,180	5	54.6	45.4	4	38.5	4	14.9
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25 損 害 保 険	1	*	1	*	*	1	*	1	*
26 私 鉄・バ ス	16	2,637	16	94.1	5.9	16	40.4	15	18.7
27 貨 物 運 送	1	*	1	*	*	1	*	1	*
28 海 運・倉 庫	5	574	5	73.0	27.0	5	36.2	5	13.8
29 電 力	9	11,498	9	88.9	11.1	9	39.6	9	19.9
30 ガ ス	4	4,691	4	85.9	14.1	4	41.8	4	21.4
31 百 貨 店・ス ー パー	4	1,572	4	38.2	61.8	4	43.8	4	19.5
32 商 事	7	3,710	7	72.5	27.5	7	40.9	7	16.8
33 新 聞・放 送	4	4,056	3	84.8	15.2	4	41.1	4	17.7
34 映 画	3	243	3	71.8	28.2	3	39.3	3	14.4
35 その他の産業	4	1,591	4	85.2	14.8	4	39.0	4	14.2

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は調査対象企業の全常用労働者数の加重平均で算出している。

第2表 一 時 金

産 業	平成24年年末			平成25年夏季		
	集 計 社 数 (社)	一 人 平均額 (千円)	月 収 換 算 (月分)	集 計 社 数 (社)	一 人 平均額 (千円)	月 収 換 算 (月分)
調 査 産 業 計	198	798.4	2.4	200	800.3	2.3
1 鉱 業	3	1,152.7	2.8	3	1,156.3	2.8
2 製 造 業	126	762.5	2.4	126	738.8	2.3
3 食 品・たばこ	19	831.1	2.6	19	846.6	2.6
4 綿 紡	4	639.4	2.3	4	647.1	2.3
5 製 糸・衣 料	5	592.1	1.7	5	585.3	1.7
6 羊 毛・麻	—	—	—	—	—	—
7 化 織	5	600.4	2.2	5	560.4	2.0
8 印 刷	2	504.4	1.8	2	562.9	2.0
9 パルプ・製紙	3	695.0	2.3	3	663.3	2.2
10 総 合 化 学	7	763.3	2.4	7	694.1	2.2
11 薬 品	3	1,159.3	2.8	3	1,152.2	2.8
12 その他の化学	14	767.4	2.4	14	692.4	2.1
13 石 油	3	1,323.3	3.4	3	1,257.6	3.2
14 ゴ ム	1	*	*	1	*	*
15 窯 業	7	741.4	2.4	7	773.8	2.5
16 製 鉄・製 鋼	8	640.9	2.1	8	579.3	1.8
17 非 鉄 金 属	1	*	*	1	*	*
18 機 械	15	795.2	2.5	15	692.0	2.2
19 電 気 機 器	13	797.6	2.4	13	782.2	2.4
20 車 輛・自 動 車	12	711.9	2.3	12	755.5	2.4
21 造 船	4	664.3	3.0	4	697.3	3.1
22 建 設	12	719.7	1.9	12	752.4	1.9
23 銀 行	3	963.7	2.5	3	948.8	2.5
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—
25 損 害 保 険	1	*	*	1	*	*
26 私 鉄・バ ス	14	747.1	2.5	15	714.1	2.3
27 貨 物 運 送	1	*	*	1	*	*
28 海 運・倉 庫	5	736.2	2.2	5	705.9	2.2
29 電 力	9	699.3	1.8	9	339.7	0.8
30 ガ ス	4	791.5	2.4	4	769.3	2.3
31 百 貨 店・ス ー パー	4	447.9	1.1	4	1,044.2	1.7
32 商 事	6	1,990.9	4.0	6	2,824.7	5.3
33 新 聞・放 送	4	1,073.0	2.5	4	1,071.4	2.5
34 映 画	3	770.3	2.3	3	758.3	2.3
35 その他の産業	3	514.5	1.7	4	492.2	1.8

(注) 1 平成24年年末とは、平成24年9月～平成25年2月の間に、平成25年夏季とは、平成25年3月～8月の間に支給された一時金である。
 なお、賃金増額に伴う遡及額分、創立記念一時金などの一時金は含まれていない。
 2 月収換算は、一時金支給時の所定内賃金月額に対する倍率であり、一時金の算定基礎給に対する倍率(妥結月数、支給月数)とは異なる。

第3表 平均賃金及び賃金改定状況

産 業	平 均 賃 金				所 定 内 賃 金 改 定 状 況						産 業
	集計社数 (社)	所 定 内 (千円)	集計社数 (社)	所 定 外 (千円)	集計社数 (社)	改定額 (円)	うちベース アップ分 (円)	集計社数 (社)	改定率 (%)	うちベース アップ分 (%)	
調 査 産 業 計	202	357.0	188	65.7	158	6,003	80	134	1.89	0.05	
1 鉱 業	3	381.5	3	44.9	3	6,509	0	3	1.53	0.00	1
2 製 造 業	131	339.6	122	63.5	113	5,728	105	96	1.87	0.04	2
3 食 品 ・ たばこ	21	332.8	20	65.1	17	6,399	0	16	2.04	0.00	3
4 綿 紡	4	299.5	4	17.9	4	5,818	80	3	2.04	0.02	4
5 製 糸 ・ 衣 料	5	379.6	5	26.0	5	5,085	1,484	4	1.58	0.70	5
6 羊 毛 ・ 麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
7 化 織	5	296.1	5	34.1	5	5,189	0	4	1.89	—	7
8 印 刷	2	337.3	2	88.3	2	6,110	0	1	*	*	8
9 パ ル プ ・ 製 紙	3	319.8	3	78.6	3	5,030	0	3	1.66	0.00	9
10 総 合 化 学	7	327.1	7	54.4	4	4,821	0	4	1.61	0.00	10
11 薬 品	4	438.1	3	35.6	2	11,166	0	2	2.90	0.00	11
12 そ の 他 の 化 学	17	355.7	13	44.7	17	5,070	0	15	1.58	0.00	12
13 石 油	3	383.7	3	100.3	1	*	*	1	*	*	13
14 ゴ ム	1	*	1	*	1	*	*	1	*	*	14
15 窯 業	7	318.1	6	54.3	6	6,322	0	5	2.09	0.00	15
16 製 鉄 ・ 製 鋼	10	305.3	9	68.0	9	4,771	0	6	1.61	0.00	16
17 非 鉄 金 属	1	*	1	*	1	*	*	—	—	—	17
18 機 械	13	344.9	12	35.1	12	6,359	275	11	2.02	0.13	18
19 電 気 機 器	11	350.5	11	66.1	10	5,712	0	8	1.87	0.00	19
20 車 輛 ・ 自 動 車	13	341.3	13	71.6	10	5,985	80	9	2.00	0.05	20
21 造 船	4	299.7	4	60.4	4	5,067	0	3	1.87	0.00	21
22 建 設	11	436.8	10	54.3	10	9,181	0	9	2.36	0.00	22
23 銀 行	3	380.0	2	53.0	1	*	*	1	*	*	23
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
25 損 害 保 険	1	*	1	*	1	*	*	1	*	*	25
26 私 鉄 ・ バ ス	16	358.7	16	77.2	6	4,984	0	3	1.57	0.00	26
27 貨 物 運 送	1	*	1	*	1	*	*	1	*	*	27
28 海 運 ・ 倉 庫	5	376.8	4	61.7	4	5,121	0	4	2.27	0.61	28
29 電 力	9	392.7	9	83.5	2	2,900	—	2	1.06	—	29
30 ガ ス	1	*	—	—	1	*	*	1	*	*	30
31 百 貨 店 ・ ス ー パ ー	4	297.3	3	25.2	2	3,632	0	2	1.11	0.00	31
32 商 事	7	568.4	7	41.5	4	10,472	0	4	2.83	0.00	32
33 新 聞 ・ 放 送	4	400.7	4	148.2	4	7,198	0	4	1.76	0.00	33
34 映 画	2	441.4	2	41.9	3	9,421	—	1	*	*	34
35 そ の 他 の 産 業	4	330.0	4	25.2	3	4,471	0	2	1.54	0.00	35

(注) 1 賃金改定額の対象は、平成24年7月から平成25年6月までの間に額の決定をみたものであり、ベースアップのほか、定期昇給分や査定昇給分等を含めたものである。

2 「うちベースアップ分」は改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

第4表 モデル所定内賃金

年 齢	大学卒 事務・技術				高校卒 事務・技術				高校卒 生産		
	総合職		一般職		総合職		一般職		勤続 年数 (年)	所定内 賃金 (千円)	
	勤続 年数 (年)	所定内 賃金 (千円)	勤続 年数 (年)	所定内 賃金 (千円)	勤続 年数 (年)	所定内 賃金 (千円)	勤続 年数 (年)	所定内 賃金 (千円)			
調査産業計											
	(集計社数176社)				(37社)		(84社)		(68社)		(91社)
18歳	—	—	—	—	0	167.1	0	164.7	0	164.9	
20	—	—	—	—	2	182.5	2	175.2	2	175.4	
22	0	211.0	0	190.8	4	197.0	4	187.7	4	188.8	
25	3	243.1	3	217.6	7	221.0	7	205.6	7	208.9	
30	8	324.6	8	260.2	12	291.2	12	245.9	12	264.0	
35	13	400.6	13	295.3	17	341.7	17	289.9	17	304.6	
40	18	486.9	18	335.0	22	383.8	22	324.6	22	344.8	
45	23	566.9	23	358.3	27	438.9	27	359.4	27	377.7	
50	28	631.7	28	387.3	32	465.9	32	393.3	32	402.1	
55	33	652.3	33	377.9	37	487.5	37	402.5	37	406.3	
60	38	608.8	38	384.2	42	480.3	42	408.9	42	406.3	
うち製造業											
	(集計社数116社)				(20社)		(58社)		(50社)		(80社)
18歳	—	—	—	—	0	166.6	0	164.2	0	164.7	
20	—	—	—	—	2	180.7	2	174.6	2	175.1	
22	0	211.3	0	193.8	4	194.6	4	185.7	4	188.8	
25	3	239.5	3	217.3	7	218.4	7	203.6	7	208.1	
30	8	317.6	8	259.8	12	288.1	12	244.5	12	264.7	
35	13	383.7	13	306.2	17	338.8	17	289.6	17	307.2	
40	18	460.7	18	365.0	22	377.5	22	323.2	22	346.7	
45	23	527.6	23	400.5	27	430.8	27	353.9	27	379.2	
50	28	573.8	28	403.8	32	451.5	32	375.3	32	402.1	
55	33	602.3	33	427.9	37	466.7	37	383.9	37	403.5	
60	38	575.2	38	433.7	42	468.6	42	392.4	42	401.4	

(注) 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル所定内賃金の回答を得た社数である。

第5表 モデル退職金

勤続年数 (年)	事務・技術労働者(総合職)										事務・技術労働者(一般職)				生産労働者																	
	大学卒					高校卒					高校卒				高校卒																	
	会社都合		自己都合			会社都合		自己都合			会社都合		自己都合		会社都合		自己都合															
	年齢 (歳)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	年齢 (歳)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	年齢 (歳)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	年齢 (歳)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)												
調査産業計																																
	(108社)				(109社)				(47社)				(48社)				(40社)				(40社)				(44社)				(45社)			
3	25	767	3.2	392	1.6	21	660	3.5	361	1.9	21	519	2.9	222	1.2	21	475	2.6	263	1.4												
5	27	1,216	4.4	678	2.5	23	1,062	5.3	595	2.9	23	913	4.7	419	2.2	23	831	4.3	492	2.5												
10	32	3,221	9.1	2,073	5.9	28	2,648	10.3	1,645	6.4	28	2,241	9.6	1,262	5.4	28	2,084	8.6	1,356	5.6												
15	37	6,025	14.1	4,483	10.5	33	4,672	15.3	3,303	10.7	33	3,987	14.5	2,910	10.6	33	3,952	13.9	2,897	10.2												
20	42	9,971	19.2	8,324	16.4	38	7,544	21.9	6,221	18.0	38	6,800	21.8	5,883	18.9	38	6,550	20.2	5,558	17.2												
25	47	15,893	26.6	14,261	24.3	43	11,460	29.6	10,129	26.1	43	10,173	29.1	9,413	26.9	43	10,066	28.3	8,939	25.1												
30	52	21,813	33.9	20,357	32.2	48	15,464	35.8	14,223	32.8	48	13,638	36.3	13,108	34.8	48	13,772	35.8	12,338	32.1												
35	57	26,091	41.5	25,012	40.7	53	19,983	43.3	18,646	40.1	53	17,027	43.4	16,940	42.7	53	17,271	42.6	16,201	40.2												
38	60	28,731	48.5	26,889	45.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
42	—	—	—	—	—	60	24,200	51.6	24,054	50.7	60	21,103	53.4	21,761	53.8	60	21,526	50.7	20,494	48.5												
—	定年	27,084	44.3	—	—	定年	23,867	46.2	—	—	定年	20,200	53.1	—	—	定年	21,023	51.5	—	—												
うち製造業																																
	(70社)				(69社)				(33社)				(33社)				(27社)				(26社)				(38社)				(39社)			
3	25	871	3.7	429	1.8	21	690	3.7	349	1.9	21	461	2.6	220	1.2	21	457	2.5	266	1.5												
5	27	1,343	4.9	721	2.6	23	1,166	5.8	645	3.2	23	823	4.3	410	2.2	23	826	4.3	504	2.6												
10	32	3,446	10.1	2,120	6.3	28	2,828	11.1	1,705	6.7	28	2,036	8.8	1,159	5.1	28	2,098	8.6	1,369	5.7												
15	37	6,316	15.2	4,450	10.8	33	5,033	16.5	3,411	11.1	33	3,999	14.6	2,744	10.0	33	3,985	13.9	2,863	10.0												
20	42	10,212	20.6	8,286	16.9	38	7,963	23.2	6,208	18.1	38	6,760	21.7	5,511	17.7	38	6,600	20.3	5,455	16.8												
25	47	15,573	27.5	13,904	24.7	43	11,929	30.8	10,272	26.6	43	9,846	28.8	8,831	25.8	43	10,127	28.3	8,800	24.6												
30	52	21,329	35.4	19,927	33.2	48	15,616	36.3	14,170	33.0	48	13,345	36.5	12,637	34.4	48	13,812	36.1	12,103	31.7												
35	57	26,191	42.8	25,416	41.4	53	20,246	45.2	18,450	41.2	53	16,675	44.1	16,328	43.0	53	17,185	43.0	15,984	40.0												
38	60	29,639	51.4	27,294	46.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
42	—	—	—	—	—	60	24,372	54.7	24,200	53.5	60	21,958	54.8	21,959	54.9	60	21,437	50.8	20,494	48.5												
—	定年	26,809	46.1	—	—	定年	22,957	49.4	—	—	定年	19,734	56.6	—	—	定年	20,641	52.4	—	—												

(注) 1 退職一時金制度(退職年金制度との併用を含む。)を採用している企業のうち、退職金額と当該勤続年数のモデル所定内賃金の両方に回答のある社を集計した。

2 退職金総額は、年金分はその現価額とし、労働者の拠出に係る部分を除く。

3 月収換算は、退職金額を当該勤続年数におけるモデル所定内賃金で除した月数である。

4 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル退職金の回答を得た社数である。

(参 考) 時系列表

表番号は本文の表番号と同じ。

表 1 所定内賃金及び所定外賃金の推移

(千円、%)

年	所定内賃金		所定外賃金	
		前年比		前年比
平成				
21 年	370.8	▲1.6	52.2	▲24.6
22	366.3	▲1.2	60.2	15.3
23	367.7	0.4	62.7	4.2
24	359.0	▲2.4	64.4	2.7
25	357.0	▲0.6	65.7	2.0

表 2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

(円、%)

年	改定額及び改定率			
			うちベースアップ分	
	改定額	改定率	額	率
平成				
21 年	5,077	1.54	92	0.02
22	5,951	1.82	103	0.03
23	6,138	1.91	75	0.01
24	6,019	1.89	66	0.03
25	6,003	1.89	80	0.05

(注) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

表 5 年末・夏季一時金平均支給額の推移

(千円、%、月分)

年	年末			夏季			年間計		
	金額	前年 同期比	月収 換算	金額	前年 同期比	月収 換算	金額	前年 同期比	月収 換算
平成									
21 年	793.6	▲8.9	2.3	813.8	▲11.1	2.3	1,607.4	▲10.0	4.6
22	777.5	▲2.0	2.3	822.7	1.1	2.4	1,600.2	▲0.4	4.7
23	815.8	4.9	2.4	838.1	1.9	2.4	1,653.9	3.4	4.8
24	798.4	▲2.1	2.4	824.5	▲1.6	2.4	1,622.9	▲1.9	4.8
25	—	—	—	800.3	▲2.9	2.3	—	—	—

(注) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

この調査に関するご質問・ご照会は、下記にお願いします。

〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32

中央労働委員会事務局

総務課広報調査室

電話（03）5403-2142～2144（ダイヤルイン）